

平成二十六年十一月二十一日受領  
答 弁 第 七 二 号

内閣衆質一八七第七二号

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員井坂信彦君提出日中首脳会談に先立ち公表された四項目の合意文書に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出日中首脳会談に先立ち公表された四項目の合意文書に関する質問に対する  
答弁書

一の1について

お尋ねについては、靖国神社参拝の問題を含む日中間の全ての政治的問題を意味するものと理解している。

一の2について

内閣総理大臣が私人としての立場で行う靖国神社参拝については、政府として立ち入るべきものではないことから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

一の3並びに二の1及び2について

平成二十六年十一月七日付けの「日中関係の改善に向けた話合いについて」と題する発表（以下「発表」という。）に示された四項目は、日中双方で意見の一致をみた諸点について、日本側は日本語で、中国側は中国語で、それぞれ公表したものであり、それぞれの文言を厳密な意味で一致させることまではしていない。

## 一の4について

「若干の認識の一致」とは、日中間の政治的困難を克服することは容易ではないが、これに取り組む上での基本的方向性や姿勢については一致しているところもあるという意味であり、「若干の認識の一致」に含まれる内容について、個々具体的に中国側と議論したわけではない。

## 二の3から5までについて

発表にある「異なる見解」という文言は、あくまで「東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていること」について日中双方の見解が異なるという認識を確認したものであり、尖閣諸島に関する我が国の立場に変更はない。今後とも、我が国の立場を中国側及び国際社会にしっかりと伝えていく考えである。

## 三について

発表は、日中関係が非常に厳しい状況にあるという認識の下、日中関係改善に向け日中両国政府間で静かな話し合いを続けてきたところ、日中双方の意見が一致する諸点がまとめられ、これを公表することについて両国が一致に至った時点で公表されたものである。どちらが公表することを提案したかを含め、外交上の個別のやり取りについては、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。